

令和5年6月20日

顧問先企業 各位

個人情報保護委員会への報告について

フクシマ社会保険労務士法人
代表社員 福島省三

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、弊社が御社からのご依頼による社会保険等各種手続きや給与計算業務で利用しているシステム会社（株）エムケイシステム（大阪府）がランサムウェアによる第三者からの不正アクセスを受け、接続障害が発生していることについて、深くお詫び申し上げます。

「個人情報保護法ガイドライン（通則編）」の「3-5-3-2 報告義務の主体」には以下のとおり記載があります。

.....

漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う個人情報取扱事業者である。

個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される

現時点で情報漏洩の事実は確認されておりませんが、発生したおそれがあるとした事案として取り扱うよう個人情報保護委員会から見解を頂いております。

原則としては御社におかれましても直接報告して頂く義務を負いますが、弊社が御社との連名で報告することにより、免除されることが認められております。

誠に心苦しく存じますが、御社との連名にて報告させて頂くことをご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上